

令和5年10月18日開会
令和5年10月18日閉会

第778回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 7 8 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 7 8 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 1 0 月 1 8 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（4人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（3人）

1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 9 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。湯川村の稲刈りもほぼ終了している状態です。後半になって、雨が続きましてなかなか刈り入れが伸びてしまって品質にも影響したと思われまます。また 10 月 8 日の新米まつりについて、お忙しい中お手伝い頂きまして大変ありがとうございました。盛大に新米まつりが開催され大変うれしく思っております。

本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員からは、13 番委員、14 番委員、15 番委員より欠席の報告を受けております。9 番委員、11 番委員から遅参する旨の連絡がありました。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 778 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に8番委員と2番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第18号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移
転です。譲渡人については、■■■■集落の■■■■さん、譲受人は、■■■■集落
の■■■■さんです。申請地は大字■■■■■■■■■■の2筆です。
登記地目、現況地目畑、2筆合計の面積■■■■m²です。申請内容及び契約内容で
ありますが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許
可の日です。

申請農地は、譲受人の自宅に隣接している畑であります。譲受人は、種子農家
であり、常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積は■■■■m²でご
ざいまして、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、
トラクターを所有し、田植機とコンバインについては、共同で所有しておりま
す。申請地の場所につきましては、4、5ページに位置図、6ページには公図
を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

つづきまして、7ページをお開きください。整理番号2番について説明いたし
ます。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■集
落の■■■■さん、譲受人も同じく■■■■集落の■■■■さんです。申請地は
大字■■■■■■■■■■の1筆です。登記地目、現況地目■■■■、面積■■■■m²です。
申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土
地の引き渡し時期は、許可の日です。

申請農地は、譲渡人宅から依頼を受け譲受人が耕作している田であり、譲受人
が20年耕作を行っており、今回両者間で協議がなされ売買の申請に至ったも
のです。譲受人は、兼業農家ではありますが、常時農作業に従事しております。
譲受人の経営面積は■■■■m²ございまして、経営農地すべてを耕作してお

ります。また、農業機械については、トラクターを所有しており、田植と刈取作業については、同集落の方に作業委託しております。申請地の場所につきましては、8ページに位置図、9ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

議案第18号整理番号1番、2番の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。まず初めに整理番号1番につきまして10番委員をお願いします。

10番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 続きまして、整理番号2番につきまして、4番委員をお願いします。

4番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

10番委員 議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第18号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第19号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、10ページをお開きください。議案第19号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書10ページにより朗読。11ページを説明。今回の案件は、再設定が1件であります。

整理番号1番の内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議 長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

10 番委員 議案第 19 号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも
事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致している
ので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより、議案第 19 号農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 19 号農用地利用集積計画の決定につ
いて(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 19 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のと
おり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よ
って本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 778 回湯川村農業委員会定例
総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 18 号 原案のとおり決定

議案第 19 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 5 年 10 月 18 日午前 9 時 30 分閉会を宣言し
た。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 5 年 11 月 21 日

湯川村農業委員会

会 長

8 番 委 員

2 番 委 員